

住民票への「氏名の振り仮名」の記載について

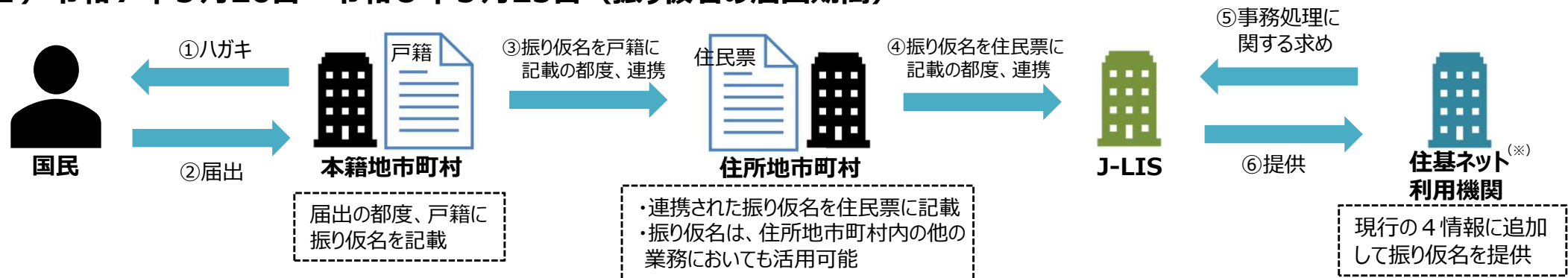
(1) 令和7年5月26日～令和8年5月25日（振り仮名の届出期間）

- 国民は、戸籍に記載する氏名の振り仮名を届出（任意）。届出に基づき、本籍地市町村は戸籍に振り仮名を記載。その後、振り仮名が住所地市町村に連携され、住所地市町村において、住民票に振り仮名を記載（振り仮名は、住所地市町村内の他の業務においても活用可能）。
- 住所地市町村から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に連携された振り仮名は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の利用機関からの求めに応じて現行の4情報（氏名・住所・生年月日・性別）に追加して提供。

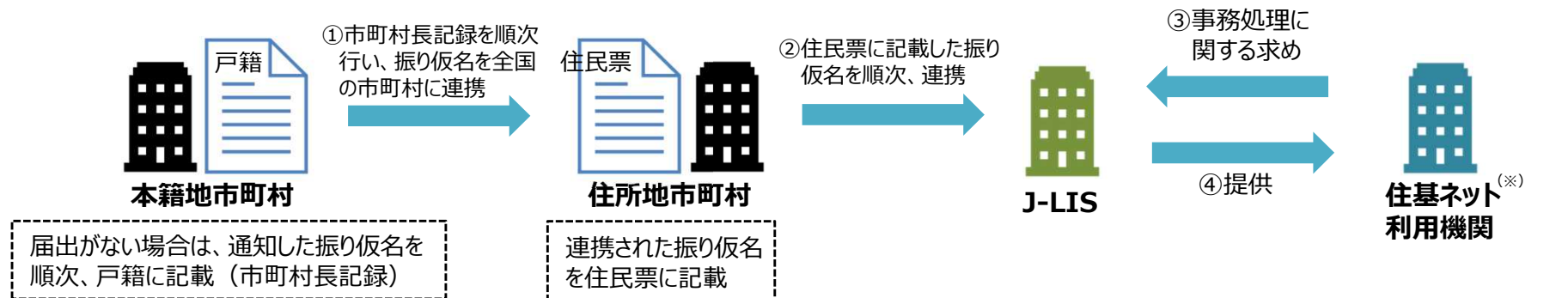
(2) 令和8年5月26日～（振り仮名の届出期間終了後）

- 令和8年5月25日までに振り仮名の届出がない場合は、通知した振り仮名がそのまま戸籍に記載（市町村長記録）され、本籍地市町村から住所地市町村に連携され、住民票に記載。

(1) 令和7年5月26日～令和8年5月25日（振り仮名の届出期間）



(2) 令和8年5月26日～（振り仮名の届出期間終了後）



※ 住民基本台帳法の別表に掲げる機関（国、地方公共団体等）から、同表に掲げる事務の処理に関し求めがあったときに限り提供